

監 第 70 号  
平成 29 年 10 月 12 日

(請求人)  
(略) 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	森 正 明
同	大 村 博 信

### 神奈川県職員措置請求について (通知)

平成 29 年 8 月 14 日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求 (以下「本件措置請求」という。) は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

#### 1 住民監査請求の要件

法第 242 条第 1 項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある (当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、財務会計上の違法又は不当な地方公共団体の執行機関又は職員の行為により当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を是正すること、又は当該行為の執行を未然に防止することを目的としてなされるものであるとされている。

また、法第 242 条第 2 項の規定により、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、正当な理由のある場合を除き、住民監査請求を行うことはできないとされている。

## 2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、神奈川県庁新庁舎3階、4階の踊り場で展示されていた日本画（評価額600万円）が盗まれたことを平成14年11月20日に県が確認したことについて、当該日本画の展示及び管理に当たり、当時の庁舎管理課長、同課課長代理2名、同課主幹1名及び同課副主幹1名（以下、これらの者を「庁舎管理課長等の職員」という。）並びに文化課長、同課課長代理2名及び同課主幹2名（以下、これらの者を「文化課長等の職員」という。）には重大な過失があり、また、当時の岡崎洋元知事には、これらの職員に対する監督責任があることから、庁舎管理課長等の職員、文化課長等の職員及び岡崎洋元知事に対し、連帯して600万円と遅延利息を県に支払わせるよう求めている。そして、仮に庁舎管理課等の職員に対する損害賠償責任の追及が、時効その他の理由で不可能な場合には、600万円超の損害を放置し続けた岡崎洋元知事、松沢成文前知事及び黒岩祐治知事に対し同額の損害賠償請求をするよう求めている。

請求人は、当該日本画が盗まれたことについて、庁舎管理課長等の職員、文化課長等の職員及び岡崎洋元知事に対し損害賠償請求をするよう求めており、また、その損害を放置し続けた岡崎洋元知事、松沢成文前知事及び黒岩祐治知事に対し同額の損害賠償請求をするよう求めていることから、これらの損害賠償請求権の不行使について、法第242条第1項に規定する「怠る事実」とであると主張しているものと認められる。

しかしながら、請求人の主張する当該怠る事実については、いずれも以下のとおり法第242条第2項に規定する住民監査請求の要件を満たしていない。

最高裁判所平成19年4月24日判決では、財産の管理を怠る事実を対象とする住民監査請求について、「財産の管理を怠る事実に係る実体法上の請求権が除斥期間の経過により消滅するなどして怠る事実が終わった場合には、継続的な財務会計上の行為の終わった日から1年を経過したときはこれを対象とする監査請求をすることができないのと同様に、怠る事実の終わった日から1年を経過したときはこれを対象とする監査請求をすることができないものと解するのが相当である。」としている。

本件において、仮に庁舎管理課長等の職員に当該日本画が盗まれたことについて故意又は重大な過失があるとした場合、庁舎管理課長等の職員は当該日本画を展示していたため、法第243条の2に規定する「物品を使用している職員」に該当することから、庁舎管理課長等の職員に対する損害賠償請求権は、法第236条第1項の規定により、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の消滅の期間である5年を経過しており時効により消滅している。なお、同権利の時効による消滅については、法第236条第2項の規定により、時効の援用を必要としない。

また、仮に文化課長等の職員及び岡崎洋元知事に当該日本画が盗まれたことについて故意又は過失があるとした場合、法第243条の2に規定する職員のいずれにも該当しないことから、同条の規定の適用はなく、民法（明治29年法律第89号）

第709条に基づくものとなることから、文化課長等の職員及び岡崎洋元知事に対する損害賠償請求権は、民法第724条前段の規定により、不法行為に係る損害賠償請求権の消滅の期間である3年を経過しており、時効により消滅している。なお、同権利の時効による消滅については、民法第145条の規定により、時効の援用を必要とするが、文化課長等の職員及び岡崎洋元知事に対して、県は損害賠償請求権を行使していないため、時効の援用の事実はないが、仮に損害賠償請求権を行使したとしても、これらの者が時効の援用を行わないという特段の事情は認められない。

以上のことから、庁舎管理課長等の職員、文化課長等の職員及び岡崎洋元知事に対する損害賠償請求権の不行使に係る怠る事實は、県が絵画の盗難を確認した平成14年11月20日から5年又は3年を経過したときに終わっていると認められる。

したがって、庁舎管理課長等の職員、文化課長等の職員及び岡崎洋元知事に対する損害賠償請求権の不行使に係る怠る事實についての請求は、県が絵画の盗難を確認した平成14年11月20日から5年又は3年を経過した、怠る事實の終わった日からいずれも1年以内の請求となっておらず、このことについて、請求人は正当な理由を摘示していない。

また、最高裁判所平成19年4月24日判決では、「怠る事実（以下「第1の怠る事実」という。）が違法であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実（以下「第2の怠る事実」という。）とした上で、第2の怠る事実を対象とする監査請求がされたときは、当該監査請求については、第1の怠る事実の終わった日を基準として1年の監査請求期間の制限に服するものと解するのが相当である。」としている。

本件において、岡崎洋元知事、松沢成文前知事及び黒岩祐治知事に対する損害賠償請求権の不行使に係る怠る事實は、当該日本画の展示及び管理を行っていた当時の庁舎管理課長等の職員及び文化課長等の職員並びにこれらの者に対して監督責任を有する岡崎洋元知事に対する損害賠償請求権の不行使に係る怠る事實が違法又は不当であることに基づくものである（前者が最高裁判所平成19年4月24日判決にいう「第2の怠る事実」、後者が「第1の怠る事実」である）。

したがって、岡崎洋元知事、松沢成文前知事及び黒岩祐治知事に対する損害賠償請求権の不行使に係る「第2の怠る事実」についての請求は、県が絵画の盗難を確認した平成14年11月20日から5年又は3年を経過した、「第1の怠る事実」の終わった日からいずれも1年以内の請求となっておらず、このことについて、請求人は正当な理由を摘示していない。

### 3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第2項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。